

第7期佐賀市障害福祉計画
(2024~2026)

第3期佐賀市障害児福祉計画
(2024~2026)
【計画案】

はじめに

1. 障害福祉計画及び障害児福祉計画の概要

(1) 計画策定の趣旨・背景

わが国の障がい福祉施策は、全ての国民が、障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を推進することを目的とした「障害者基本法」の理念を基本として進められてきました。

平成18年度（2006年度）には、「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の福祉施策の一元化、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備が進められてきました。

「障害者自立支援法」は、平成25年（2013年）4月に「障害者総合支援法」へ改正され、制度の谷間のない支援を提供する観点から難病等を障がい者の定義に加える等、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策が定められました。

「障害者総合支援法」は、平成30年（2018年）4月に児童福祉法等とともに改正され、障がい者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上等の課題に対応するため、サービスの充実や新設等が行われました。

また、視覚障がい者等が読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための「読書バリアフリー法（令和元年（2019年）6月施行）」や、障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年（2022年）5月施行）」など、障がいのあるなしにかかわらず、さまざまな形で情報の取得利用等を支援するための法律が整備されています。

本市においても、令和5年（2023年）4月に「佐賀市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行し、各種施策に取り組むこととしています。

令和3年（2021年）9月には、「医療的ケア児支援法」が施行され、「医療的ケア」及び「医療的ケア児」の定義が規定され、国及び地方公共団体等の責務が明記されました。

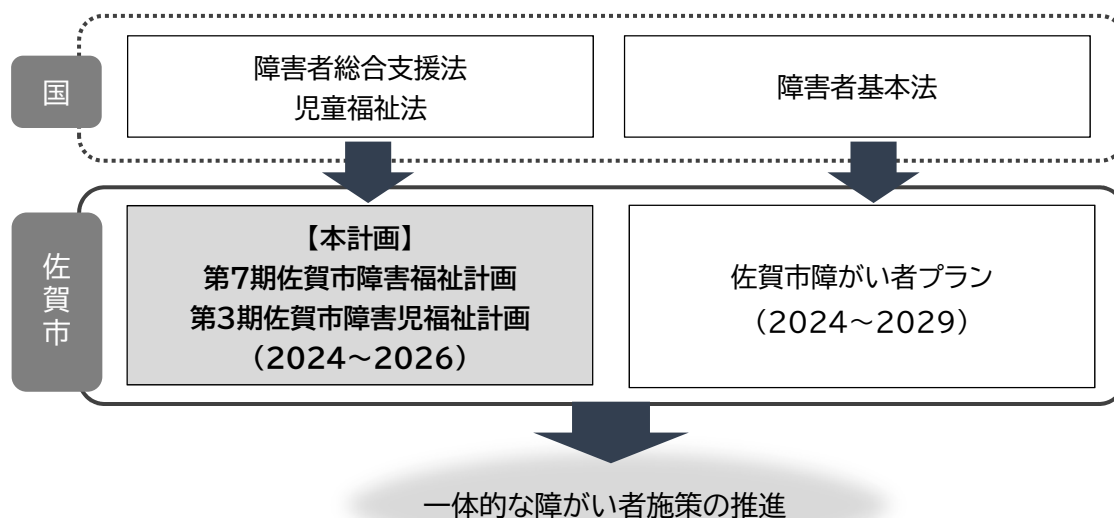
これらの状況を踏まえ、本市では、障害者基本法に基づく「佐賀市障がい者プラン（2024～2029）」を策定し、総合的な施策を展開するとともに、「第6期佐賀市障害福祉計画（2020～2023）」及び「第2期佐賀市障害児福祉計画（2020～2023）」の計画期間終了に伴い、「第7期佐賀市障害福祉計画（2024～2026）」及び「第3期佐賀市障害児福祉計画（2024～2026）」を策定しました。

(2)法令の根拠・位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

「佐賀市障がい者プラン」(障害者基本法第 11 条第 3 項)が、本市における障がい福祉全般に関する基本計画であるのに対して、本計画は障害福祉サービスに関する事業計画として位置づけられます。

●計画の位置づけ●



(3)目標年度と計画期間

本計画は、令和8年度(2026 年度)を目標年度とし、令和6年度(2024 年度)から令和8年度(2026 年度)までの3か年を計画期間とします。

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
佐賀市障がい者プラン 2024~2029					
【本計画】 第7期佐賀市障害福祉計画 第3期佐賀市障害児福祉計画			第8期佐賀市障害福祉計画 第4期佐賀市障害児福祉計画		

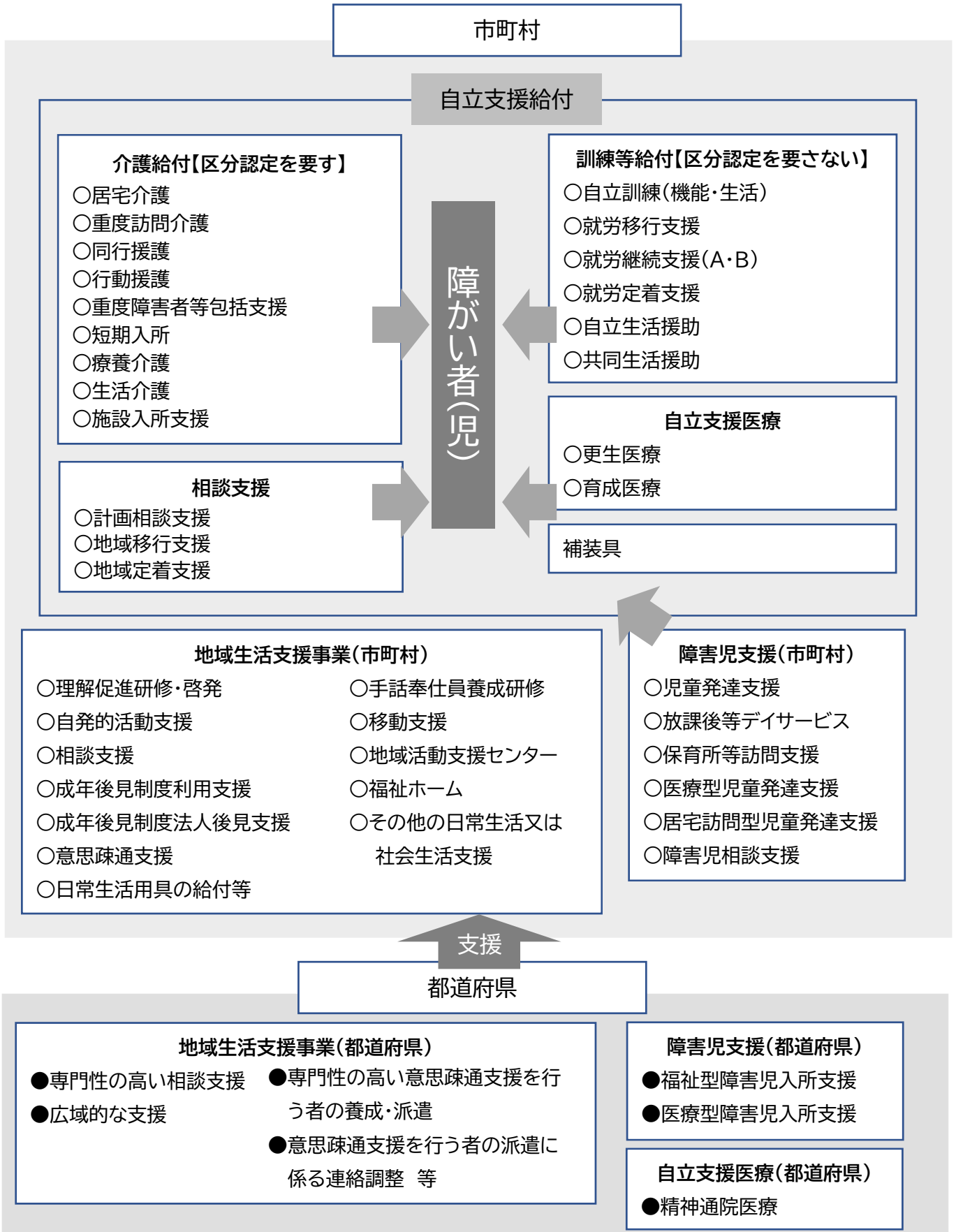
(4)計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい者団体や障がい福祉事業所等の関係機関・団体にヒアリング調査を実施し、障がい者や家族等の意向把握を行い、計画策定に反映しました。

さらに、「佐賀地区自立支援協議会」での意見聴取、パブリックコメントにおける市民の意見を踏まえ、「佐賀市障がい者プラン等策定委員会」で計画の内容を審議し、策定しました。

2. 障害者総合支援法等の概要

(1) 障害福祉サービス等の体系



■相談支援事業の区分

相談の種類	相談の内容	実施事業者
相談支援	・一般的な相談支援	・指定特定相談支援事業者 ・指定一般相談支援事業者
計画相談支援	・サービス等利用計画の作成	・指定特定相談支援事業者
地域移行支援	・障害者支援施設や精神科病院等に入所、入院している障がい者の地域移行に伴う住居の確保、地域生活の準備、地域移行への相談支援	・指定一般相談支援事業者
地域定着支援	・地域で暮らす障がい者への緊急時の連絡、相談支援	・指定一般相談支援事業者
障害児相談支援	・一般的な相談支援	・指定障害児相談支援事業者
	・障害児支援利用計画の作成	

■障害児支援の体系

主体	根拠法	サービス名称	
市	児童福祉法	障害児通所支援	・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援
		障害児相談支援	・障害児支援利用援助
県	児童福祉法	障害児入所支援	・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設

第1章 障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

身体障がい者は、1級から6級までの等級による身体障害者手帳の交付を受け、施設の入所、補装具費の支給、更生医療の給付、重度障がい者に対する日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣などの支援を受けることができます。

身体障がい者数の推移をみると、平成 27 年度(2015 年度・10,925 人)以降は減少傾向が続いています。

障がいの種別では、肢体不自由が最も多く、令和4年度では全体の 52.8%を占めており、次いで、内部機能障がい が 31.3%となっています。

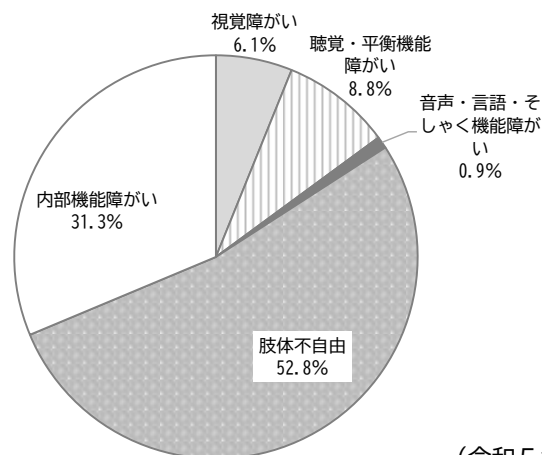
■身体障害者手帳所持者数の推移■

単位：人、%

種別		年度	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
実数 (人)	視覚障がい		684	673	663	646	643	642
	聴覚・平衡機能障がい		940	973	981	970	949	924
	音声・言語・そしゃく機能障がい		96	95	103	102	94	99
	肢体不自由		5,939	5,879	5,792	5,645	5,651	5,543
	内部機能障がい		3,164	3,268	3,220	3,261	3,279	3,285
	計		10,823	10,888	10,759	10,624	10,616	10,493
	増減率 (%)		-	0.6	-1.2	-1.3	-0.1	-1.2
構成比 (%)	視覚障がい		6.3	6.2	6.2	6.1	6.1	6.1
	聴覚・平衡機能障がい		8.7	8.9	9.1	9.1	8.9	8.8
	音声・言語・そしゃく機能障がい		0.9	0.9	1.0	1.0	0.9	0.9
	肢体不自由		54.9	54.0	53.8	53.1	53.2	52.8
	内部機能障がい		29.2	30.0	29.9	30.7	30.9	31.3
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度 3 月末現在)

■身体障がい者の障がい種別構成比■



(令和5年(2023年)3月末現在)

■身体障害者手帳所持者の等級別状況■

単位：人、%

種別	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい		245	200	30	43	95	29	642
聴覚・平衡機能障がい		58	158	99	259	5	345	924
音声・言語・そしゃく機能障がい		4	9	37	49	0	0	99
肢体不自由		699	854	732	1,436	1,335	487	5,543
内部機能障がい		1,844	53	677	711	0	0	3,285
	計	2,850	1,274	1,575	2,498	1,435	861	10,493
	構成比 (%)	27.2	12.1	15.0	23.8	13.7	8.2	100.0

(令和5年(2023年)3月末現在)

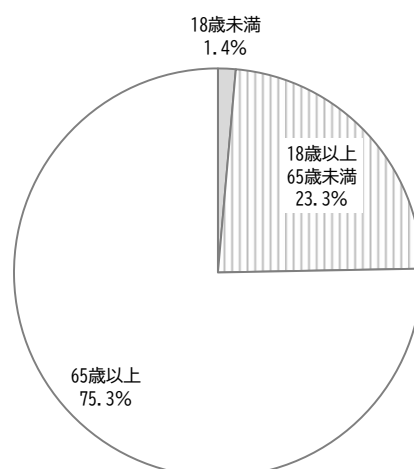
■身体障害者手帳所持者の年齢別状況■

単位：人、%

種別	年齢	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	計
視覚障がい		12	173	457	642
聴覚・平衡機能障がい		22	150	752	924
音声・言語・そしゃく機能障がい		0	33	66	99
肢体不自由		88	1,368	4,087	5,543
内部機能障がい		26	721	2,538	3,285
	計	148	2,445	7,900	10,493
	構成比 (%)	1.4	23.3	75.3	100.0

(令和5年(2023年)3月末現在)

■身体障害者手帳所持者の年齢別構成比■



(令和5年(2023年)3月末現在)

(2)知的障がい者の状況

知的障がい者は、知的機能の障がいが発達期(おおむね 18 歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人を行い、次のように大別されます。

- ①A (最重度・重度)
 - ②B (中度・軽度)

知的障がい者数の推移をみると、年度によって多少増減があるものの、平成 30 年度(2018 年度)以降は、概ね横ばいの状況です。

障がいの程度では、B(中度・軽度)の割合が高くなっています。

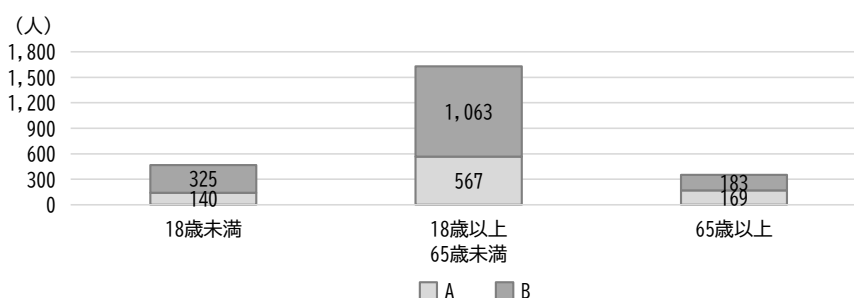
■療育手帳所持者数の推移■

単位：人、%

区分		年度	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
実数 (人)	療育手帳 A	18 歳未満	156	152	145	138	146	140
		18 歳以上 65 歳未満	592	590	589	582	550	567
		65 歳以上	153	163	172	182	170	169
		小計	901	905	906	902	866	876
	療育手帳 B	18 歳未満	360	369	361	346	364	325
		18 歳以上 65 歳未満	950	987	987	1,000	987	1,063
		65 歳以上	168	174	184	194	182	183
		小計	1,478	1,530	1,532	1,540	1,533	1,571
	計		2,379	2,435	2,438	2,442	2,399	2,447
	増減率 (%)		-	2.4	0.1	0.2	-1.8	2.0
構成比 (%)	療育手帳 A	18 歳未満	6.6	6.2	5.9	5.7	6.1	5.7
		18 歳以上 65 歳未満	24.9	24.2	24.2	23.8	22.9	23.2
		65 歳以上	6.4	6.7	7.1	7.5	7.1	6.9
		小計	37.9	37.2	37.2	36.9	36.1	35.8
	療育手帳 B	18 歳未満	15.1	15.2	14.8	14.2	15.2	13.3
		18 歳以上 65 歳未満	39.9	40.5	40.5	41.0	41.1	43.4
		65 歳以上	7.1	7.1	7.5	7.9	7.6	7.5
		小計	62.1	62.8	62.8	63.1	63.9	64.2
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度 3 月末現在)

■療育手帳所持者の年齢別人数■



(令和 5 年 (2023 年) 3 月末現在)

(3)精神障がい者の状況

精神障がい者は、統合失調症、双極性障害、精神作用物質による中毒症又はその依存症、精神病質等の精神疾患のある人のことをいいます。精神障害者保健福祉手帳は1～3級と等級区分されており、1級が重度、3級が軽度となっています。

手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 29 年度(2017 年度)から令和4年度(2022 年度)にかけて、約 1.48 倍に増加しています。構成比をみると2級の割合が高くなっています。

また、自立支援医療受給者証(精神通院)所持者数も同様に増加傾向にあり、平成 29 年度(2017 年度)から令和4年度(2022 年度)にかけて、約 1.23 倍に増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳等所持者数の推移■

単位：人、%

年度		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
実数 (人)	1 級	107	101	119	123	135	152
	2 級	1,015	1,045	1,139	1,193	1,261	1,472
	3 級	534	593	674	697	739	835
	計	1,656	1,739	1,932	2,013	2,135	2,459
	増減率 (%)	-	5.0	11.1	4.2	6.1	15.2
構成比 (%)	1 級	6.5	5.8	6.2	6.1	6.3	6.2
	2 級	61.3	60.1	59.0	59.3	59.1	59.9
	3 級	32.2	34.1	34.9	34.6	34.6	34.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自立支援医療受給者証 (精神通院)所持者数		3,859	3,914	4,128	4,596	4,364	4,749
増減数 (人)		-	55	214	468	-232	385
増減率 (%)		-	1.4	5.5	11.3	-5.0	8.8

(各年度 3 月末現在)

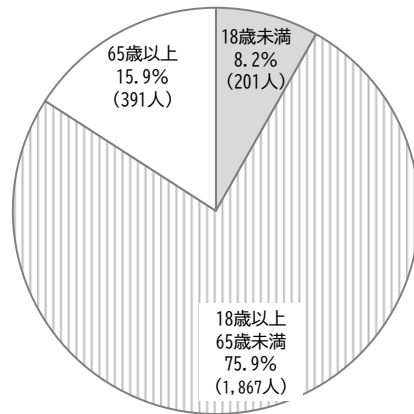
■精神障害者保健福祉手帳等所持者数の年齢別状況■

単位：人、%

年度	18 歳未満	18 歳以上 65 歳未満	65 歳以上	計
1 級	4	77	71	152
2 級	55	1,164	253	1,472
3 級	142	626	67	835
計	201	1,867	391	2,459
構成比 (%)	8.2	75.9	15.9	100.0
自立支援医療受給者証 (精神通院) 所持者数	256	3,558	935	4,749
構成比 (%)	5.4	74.9	19.7	100.0

(令和 5 年 (2023 年) 3 月末現在)

■精神障害者保健福祉手帳等所持者の年齢別構成比■



(令和5年(2023年)3月末現在)

(4)難病患者の状況

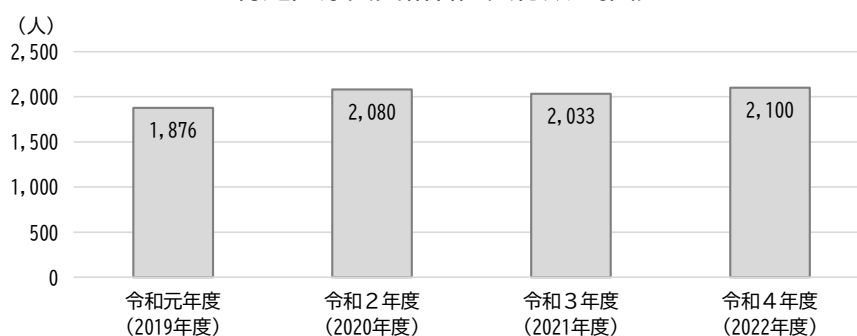
「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)」に基づく指定難病※1(338 疾病)の医療費受給者証の交付状況をみると、本市の総数は令和4年度(2022 年度)で 2,100 人となっています。

医療費受給者証の交付人数は、概ね横ばいの状況です。

疾患別に見ると、令和4年度(2022 年度)で最も交付人数が多いのはパーキンソン病関連疾患(328 人)であり、潰瘍性大腸炎(291 人)、全身性エリテマトーデス(142 人)、クローン病(113 人)、後縦靭帯骨化症(60 人)と続きます。この順番は平成29年度(2017 年度)以降、変わりません。

また、令和3年(2021 年)11 月から医療費助成等の対象となる指定難病は、332 疾病から 338 疾病に拡大されており、「障害者総合支援法」における難病の対象は 361 疾病から 366 疾病に拡大されています。

■特定医療費受給者証交付数の推移■



(各年度3月末現在)

資料：佐賀中部保健福祉事務所管内保健・福祉・衛生情報

■特定医療費受給者証交付数が多い上位5疾患■

単位：人

令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
①パーキンソン病関連疾患	303	①パーキンソン病関連疾患	321	①パーキンソン病関連疾患	318	①パーキンソン病関連疾患	328
②潰瘍性大腸炎	261	②潰瘍性大腸炎	283	②潰瘍性大腸炎	268	②潰瘍性大腸炎	291
③全身性エリテマトーデス	128	③全身性エリテマトーデス	139	③全身性エリテマトーデス	144	③全身性エリテマトーデス	142
④クローン病	99	④クローン病	106	④クローン病	117	④クローン病	113
⑤後縦靭帯骨化症	65	⑤後縦靭帯骨化症	90	⑤後縦靭帯骨化症	70	⑤後縦靭帯骨化症	60
計	856	計	939	計	917	計	934

資料：佐賀中部保健福祉事務所管内保健・福祉・衛生情報

※1 指定難病 難病のうち厚生労働省が特に定めたもの。発症の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾患であって、長期の療養を必要とする難病であり、さらに患者数が一定数に達せず、客観的な診断基準が成立していること、その他厚生労働省で定める要件を満たしているもののうち、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者に良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものが指定される。